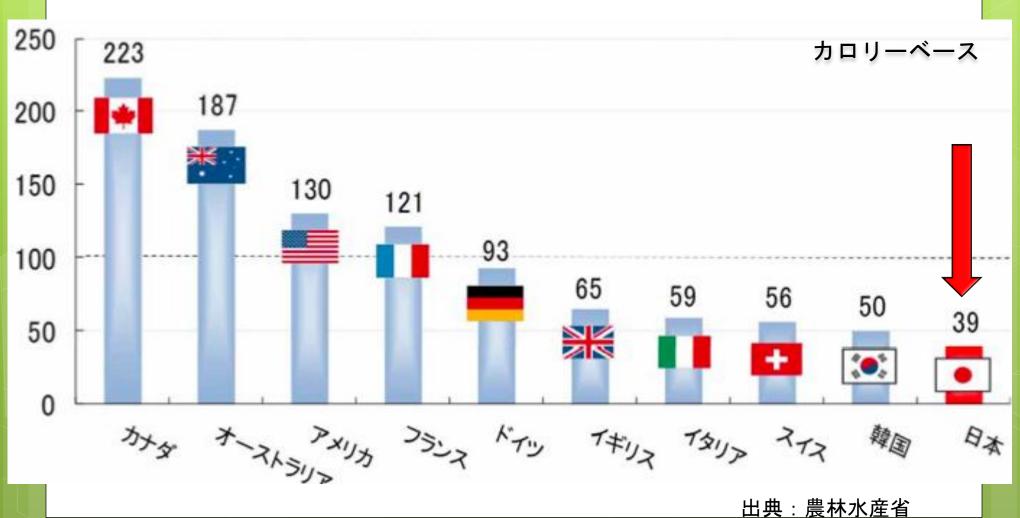
日本における 食品リサイクル法

公益財団法人東京都環境公社 小林 省二 1 法制定の経緯

日本の食料自給率

日本では食料の6割が輸入



日本の食品廃棄物排出量

食品廃棄物の排出量 1,700万トン

事業系 700万トン 家庭系 1,000万トン

出典:農林水産省(2011年度推計)

日本の食品ロス

食品廃棄物の排出量 1,700万トン

食品ロス 500~800万トン 調理くず等 900~1200万トン

食べられるのに 捨てられている量

出典:農林水産省(2011年度推計)

食品ロスの規模

日本の食品ロス 500~800万トン



世界の食料援助 400万トン

出典:農林水產省(2011年度推計)

食品リサイクル

食品廃棄物の排出量 1,700万トン

焼却•埋立

1,300万トン

再生利用 (飼料、肥料、熱回収) 400万トン

出典:農林水產省(2011年度推計)

2 食品リサイクル法

食品リサイクル法

- ◎施行2001年5月 施行
- ◎目的 食品廃棄物の発生抑制と飼料や肥料等へのリサイクル の促進

再生利用等の優先順位

①発生抑制 (製造、流通、外食等の各段階で)

②再生利用 (飼料や肥料への再生利用)

③熱回収 (焼却施設での発電)

④減量(脱水、乾燥など)

法の施行により、食品関連事業者に食品 廃棄物等の再生利用が拡大

食品廃棄物の排出量 1,700万トン

事業系 700万トン

家庭系 1,000万トン

焼却・埋立| 400万トン 300万トン

再生利用

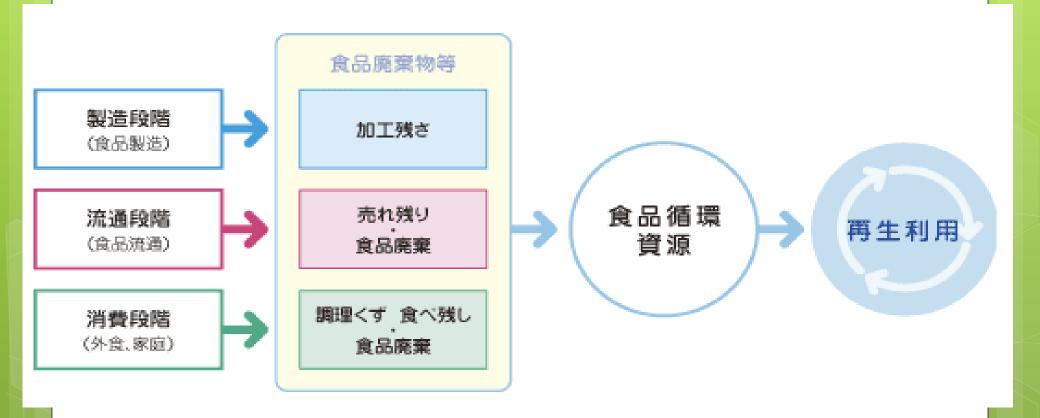
焼却•埋立 900万トン

再生利用 100万トン

法における「食品関連事業者」の定義

- (1)食品の製造・加工業者 食品メーカーなど
- (2) 食品の卸売・小売事業者 食品卸売、スーパー、コンビニなど
- (3) 外食産業食堂、レストラン、ホテルなど

法における「食品廃棄物等」の定義



出典:食品産業センター

法的拘束力

- <対象>多量排出事業者(年間100t以上)
- <適用内容>
 - ①勧告
 - 2公表
 - ③命令
 - 4罰則

※年間100†未満の事業者には指導・助言

飼料化・肥料化の促進

(1)飼料化・肥料化する事業者の 登録制度の創設

<登録のメリット>

- 飼料化/肥料化の受託契約拡大
- ・法令の特例による行政手続の軽減

飼料化・肥料化の促進

(2) 「食品リサイクル・ループ」の認定制度の創設



飼料 肥料等

特定農畜水産物等





農林漁業者等

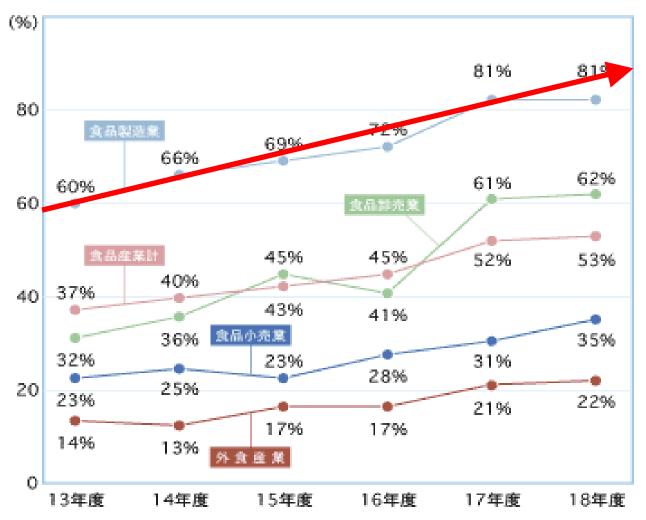


再生利用事業者

出典:食品産業センター

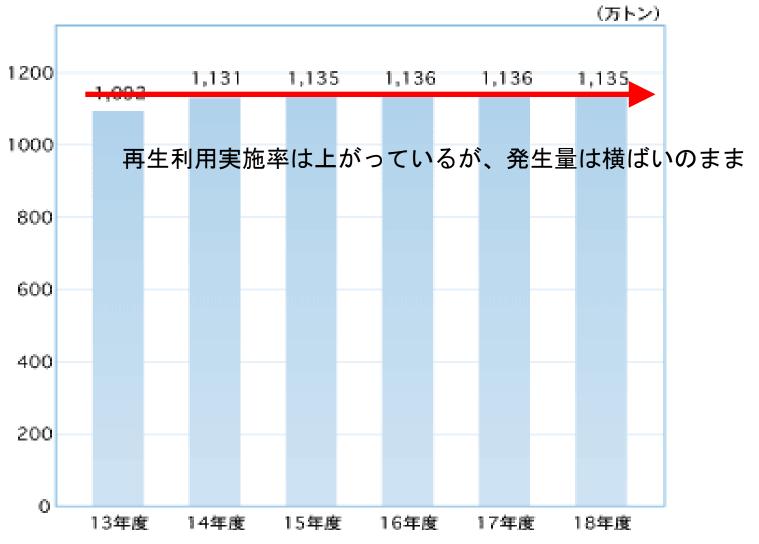
3 法の改正(2007年)

再生利用等実施率の推移



出典:食品産業センター

食品廃棄物等の発生量



出典:食品産業センター

1.個々の事業者ごとに実施率目標を設定

個々の事業者に応じた基準実施率を毎年上回る必要がある。

発生抑制量+再生利用量 +熱回収量×0.95+減量量

再生利用等実施率

発生抑制量+発生量

||.業種別目標の設定

再生利用等の実施率目標

食品製造業	85%
食品卸売業	70%
食品小売業	45%
外食産業	40%

Ⅲ.多量発生事業者の定期報告制度を創設

前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、食品廃棄物の発生量や再生利用状況を国に報告する必要がある。

※フランチャイズチェーンは、チェーン全体で 多量発生事業者かどうか判断される。

食品の減量とリサイクルの促進を図 ろう!